

ひとごと
他人事ですか？

パートナーからの暴力

DV
(ドメスティック・バイオレンス)

平成13年度

稲城市

ご存知ですか

DV（ドメスティック・バイオレンス）？

★DVとは

夫やパートナーなど親密な関係にある、主に男性から女性に対してふるう暴力をDV（ドメスティックバイオレンス）といいます。

「殴る・蹴る」などの**身体的な暴力**だけでなく、「何をいっても無視する」「ののしる」「生活費を負担しない」「交友関係や行動を監視する」などの**精神的暴力**や、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの**性的暴力**があります。

★現 状

これまでは、夫婦間や恋人からの暴力（DV）は、「夫婦げんかは犬も食わない」と個人的な出来事として見過ごされたり、容認されてきました。

夫やパートナーからの暴力被害経験について

身体的暴力を受けた経験がある女性 33.0%

精神的暴力を受けた経験がある女性 55.9%

性的暴力を受けた経験がある女性 20.9%

「女性に対する暴力に関する調査」東京都 平成10年3月より

このようにDVが見過ごされてきた背景として、女性の立場が男性に比べまだ低く扱われがちな社会構造や個々人の意識がありました。しかし、世界女性会議（1995年北京）で行動綱領が採択されてから、日本でも問

題視され、重大な人権侵害であると認知されて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が成立、施行されました。

DV早期発見チェックシート

～パートナーとの関係は大丈夫？～

あてはまることがあったら要注意です。

一度チェックしてみてください。

◎夫やパートナーは…

- 独占欲が強く、嫉妬心が強い
- あなたを友人や家族から孤立させようとする
- あなたが浮気をし、他の男とセックスをしていると責める
- あなたの生活を管理しようとする
- あなたが何かをする度に、自分の許可を取らせる
- あなたの行動（どこに行ったか、何をしたか）を、いちいち報告させる
- あなたを批判し、自信を失わさせる
- あなたとすぐ口論し、そこから暴力に発展することがある
- 暴力を飲酒のせいにする
- 女性を「もの」や所有物のように考えている
- 自分の好みに合わせて、あなたが態度や考え方をを変えることを望んでいる
- 家の中の物を壊したり、ペットをいじめたりする
- 子どもの頃虐待されたり、虐待を目撃した経験の持ち主である

◎あなたは…

- いつも受け身で、絶望感に襲われることがある
- 彼の機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖い
- 彼が怒るのは自分に非があるからだと思っている
- あなた自身が子どもの頃、虐待を受けたり、誰かが虐待されるのを見た経験がある

「暴力対応マニュアル」財団法人女性のためのアジア平和国民基金より

10月13日に

DV防止法が施行されました（一部は14年4月～）

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）

この法律は、配偶者からの**身体的暴力**を対象とし、被害者の安全確保とDV防止のための法的なしくみを定めています。

主な内容

★**相談** 都道府県に、被害者の相談・カウンセリング・一時保護・情報提供などの支援を行う「配偶者暴力相談支援センター」の設置を義務付けます。（14年4月から）

★**保護命令** 申し立ては地方裁判所に行います。

①**接近禁止命令**…身近につきまったり、住居や勤務先の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

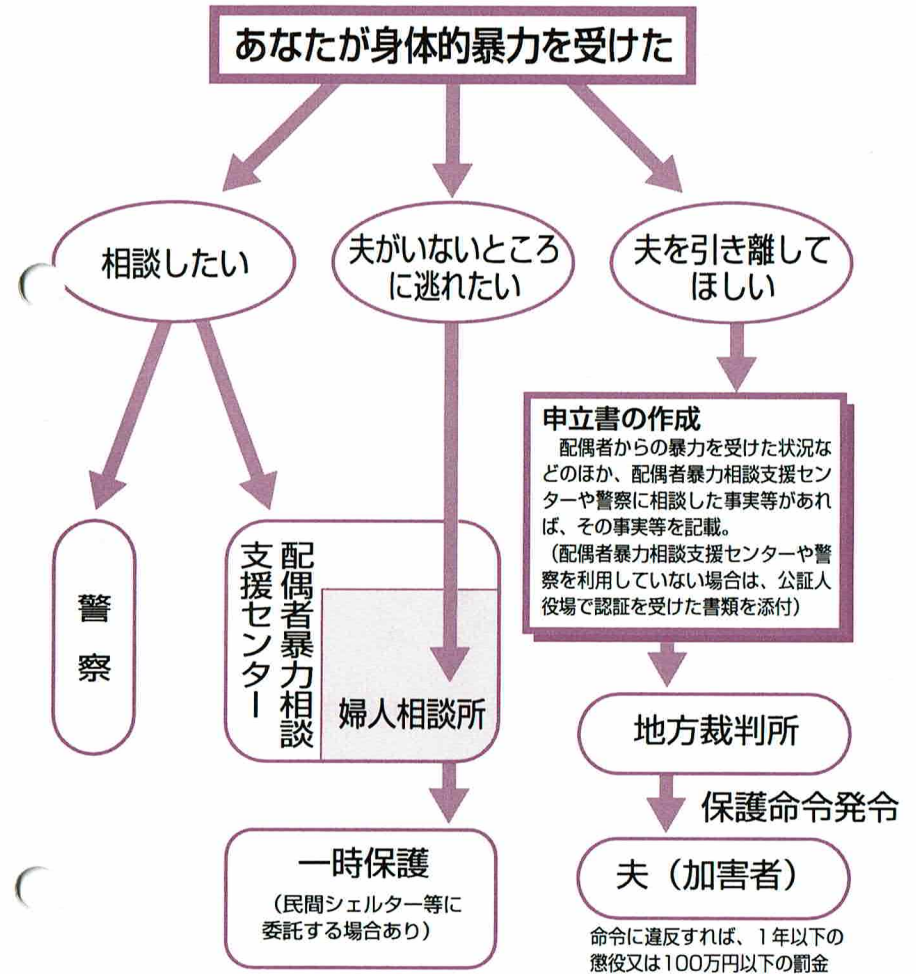
期間は6ヶ月間。

②**退去命令**……家からでていかなければならない命令です。

期間は2週間。

★**被害者の保護** 配偶者からの暴力の通報を受けた警察等は、被害者の保護や被害の防止のために必要な措置を講ずるようつとめなければなりません。

DV法の全体の流れ



もしあなたが暴力をうけてしまったら

☆家にとどまる場合

まず、あなた自身と子どもの安全を第一に考えましょう。虐待を受けることであなた自身を責めることはありません。一刻も早く逃げ出せるように準備をすることが大切です。また、パートナーともう一度やり直そうという場合も外部の人の助けを借りることが必要です。あなたの身の安全を最優先に考えてくれるカウンセラーに相談してみましょう。

- ①セーフティプランを立てる（凶器になるものを隠す、隠れ場所を見つけておく、など）
- ②お金をためる
- ③妊娠しない（妊娠によってパートナーの虐待がひどくなることもあり、妊娠すると家を出ることが難しくなります）
- ④自分を責めない（男性の暴力は仕方がないと考えないで）
- ⑤自分のために立ち上がる
- ⑥絶望感、喪失感に打ち勝つ

☆家を出る場合

最も大切なことは、あなたと子どもの安全が確保されることです。子どもを置いて家を出てはいけません。これは将来の親権争いの際に重要になります。

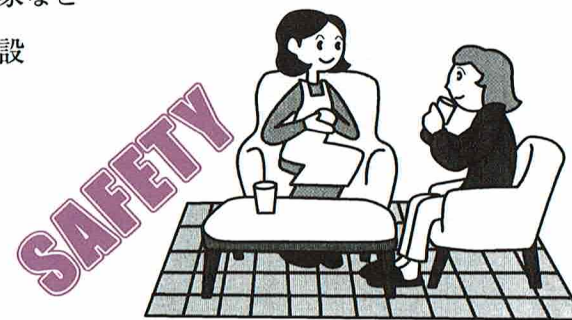
①何を持ち出すか

- 身分証明書
- 健康保険証
- 印鑑
- 通帳・カード
- 現金
- 医薬品
- 子ども用品（哺乳びん・衣類・おもちゃなど）



②どこへ行くか

- 友人・親戚・隣人の家など
- シェルターや保護施設



不安や迷いがあれば、ひとりで解決しようとせず、
まず相談してください。

いなぎ女性の悩み相談

電話相談・面接相談 ☎ 042-378-2111 (内543)

第1・3水曜10時～16時(協働推進課)

前日までに予約してください

次の機関でも無料で相談に応じています

名 称	電 話	受付時間	受付日	備 考
東京都女性相談センター				
電話相談	03-5261-3110	9:00～20:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
面接相談(予約制)	03-5261-3911	9:00～17:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
同上 立川出張所				
電話相談	042-522-4232	9:00～16:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
面接相談(予約制)	042-524-1048	9:00～17:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
東京ウイメンズプラザ				
電話・面接(予約)相談	03-5467-2455	10:00～17:00 10:00～16:30	月曜～土曜 日曜・祝日	年末年始除く
夜間相談	03-5467-2455	17:00～20:00	木曜日	年末年始除く
警視庁生活安全相談センター	03-3581-4321	8:30～17:15	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
犯罪被害者ホットライン(警視庁)	03-3597-7830	8:30～17:15	月曜～金曜	祝日、年末年始除く
女性の人権ホットライン (東京法務局・東京都人権擁護委員連合会)	03-3214-6698	9:00～17:00	月曜～金曜	祝日、年末年始除く

緊急の場合 下記へすぐご相談下さい

- 警察……110番(事件等発生時)
- 東京都女性相談センター…☎03(5261)3911

こどもが一緒でも、身ひとつでも、とりあえずお電話下さい。
(年間を通して、24時間体制をとっています。)

参考 「暴力対応マニュアル」(財)女性のためのアジア平和国民基金
「パートナーからの暴力で悩んでいませんか」東京都

編集・発行 稲城市企画部協働推進課女性青少年係
稲城市東長沼2111 ☎ 042-378-2111